■ 研究論文

近代の和歌山城址における和歌山県の借用による公園化と和歌山市の買収による公園化

Modern Establishment of a Public Park on the Site of Wakayama Castle through Rental by Wakayama Prefecture and Purchase by City of Wakayama

野中　勝利*
Katsutoshi NONAKA

Abstract：This study shows the process whereby the site of Wakayama Castle, which was administered by the Army Ministry under the Meiji Government, was turned into a public park. In 1889 citizens' groups and the city of Wakayama unsuccessfully petitioned the Army Ministry, requesting that ownership of the castle site be transferred free of charge in order to preserve the castle remains. However, a request to rent and utilize the site made by Wakayama Prefecture was approved. They envisioned using the castle tower as an industrial exhibition hall. In 1900 the prefecture petitioned the central government for approval of a plan to turn the site into a public park and to construct an industrial exhibition hall within it. The plan was approved, and the next year Wakayama Park opened with an industrial exhibition hall on its grounds. In 1911 the city of Wakayama, wishing to continue to use and manage site as a public park, and to preserve the castle remains, applied to purchase it from the central government. A sale price of ¥60,000 was decided on. However, the city of Wakayama, like Wakayama Prefecture, was unable to secure sufficient funds to maintain and manage the park. In 1914 a plan was prepared for improvements to the park to commemorate the enthronement of the new Emperor, and work proceeded in a comprehensive manner.
Keywords：*ruins of castle, park, Wakayama, modernization*
キーワード：城址，公園，和歌山，近代化

1．研究の背景と目的

大正時代の公園の状況を，内務省官吏は，「我国の公園は城趾や社寺境内や名勝地，史蹟，私園を開放して造られたものが多い。」と述べている[1)]。これを1919年の内務省調査に即せば，全国631箇所の公園のうち，「城趾」88（13.9%），社寺境内50（7.9%），名勝地74（11.7%），その他の史蹟53（8.4%），私園の開放8（1.3%）になっている[2)]。こうした前近代からの空間履歴を有する場が，公園という近代的土地利用に転換された経過があった。特に「城趾を如何に利用せんかの問題が起つた時，先づ吾人の考へに浮ぶ事は公園の設置である。之以上有効な相應しい利用法は他にないであろう」と指摘されている[3)]。近代社会における公園の実態を捉える上で，城址公園は近世の閉鎖的空間が公園化として開放されるという過程を経ており，公園が有する一つの意義を明らかにする対象になりうる。

近世城郭は明治維新によりその存立条件を喪失し，城址となった。この城址は1869年に兵部省の所管になり，1872年2月，兵部省が廃止され，陸軍省と海軍省が設置されると，城址は陸軍省移管された。1873年1月，陸軍省は鎮台等の再編に伴い，全国の城址や陣屋跡は「存城」と「廃城」に分けられた[4)]。「廃城」は大蔵省の所管になり処分の対象になった。城郭建築は，「存城」「廃城」に関わらず，入札等により払い下げられ，取り壊され，移築されるなどしてその多くが失われた。

近代において城址が公園になる経過は，この城址の所管から大きく二つに分けられる。すなわち「廃城」の城址公園と，「存城」の城址公園である。

このうち「廃城」の城址公園に関しては，1873年に高知と米沢で最初の城址公園が成立した過程や[5)]，その後の松山などの城址の公園化の背景や契機が明らかになっている[6)～8)]。「廃城」の公園化の背景には城地の保全や近隣で先行して開設された城址公園の影響があったことが明らかにされている。

他方，「存城」の公園化に関しては，その過程で二つに分けられる。一つは「存城」の払い下げ後の公園化と，もう一つは「存城」の借用による公園化である。

「存城」は陸軍省の所管であったが，すべての「存城」を軍用地として利用してはいなかった。軍費調達のため，陸軍省は不用な約20の「存城」を1890年に旧藩主家などに払い下げした。この時に払い下げられた城址が後に公園になった背景や経過などが，鳥取[9)]，秋田[10)]，盛岡[11)]などを対象に，個別事例の分析が積み上がっている。公園化の契機として，城址の開放欲求，招魂祭場の確保，旧藩主家当主の銅像建立などがあったことが指摘されている。

残るのは「存城」の借用による公園化である。払い下げの対象にならなかった「存城」の中にも，まだ陸軍省が全面的に利用していない城址があった。その城址を借用して公園化が図られた事例があった。そのうちの一つが甲府城址であり，借用の出願から公園化の契機や経過が明らかにされている[12)]。山梨県は実質的に公共施設整備などの用地確保を目的とし，鉄道の開通を契機として共進会の会場として城址を利用するとともに，公園として借用することに成功した経過が明らかにされている。しかしそれ以外の事例については弘前城址の公園化における交渉経過等が分析されている[13)]ほかは，実態が詳らかにされていない。

そこで本稿では和歌山城址を対象とする。当初，民間団体と和歌山市が「存城」の下賜を願い出たが認められず，その後，和歌山県が城址を借用し，公園として管理した。そして後に和歌山市が買収して公園管理が移管された。こうした経過と管理の状況を明らかにする。そして和歌山県や和歌山市が公園化を図った背景やねらいを考察する。

和歌山城址の近代化に関しては，郷土史家が分析しているが[14),15)]，公園化の実態は明らかにはなっていない。

研究資料として，和歌山県都市政策課が所蔵する行政資料，国

*筑波大学芸術系

立公文書館・アジア歴史史料センターで陸軍省関係の文書を参照した。和歌山県会や和歌山市会の会議録等が残存していないため，和歌山の地元紙の記事を参照した。和歌山県立図書館，和歌山県立文書館，国会図書館および東京大学明治新聞雑誌文庫が所蔵する地元紙（紀伊毎日新聞，和歌山タイムス及び和歌山新報）を確認した。ただしいずれの地元紙も当該期間に発行されたすべてが所蔵されておらず，経年や比較の面から制約があった。また当時の文献をこれらの図書館であわせて調査した。なお後述するように 1889 年に徳義社が和歌山城址の下賜を政府に申請している。この徳義社の記録は和歌山県立文書館が寄託資料として管理している[16), 17)]。しかし現在（2015 年）は虫損のため閲覧ができない状況にあり，原資料を確認することはできなかった。

2．公園化前の和歌山城址

陸軍省の管理になっていた和歌山城址では，1885 年に旧二の丸の御殿が大阪に移築され，第四師団司令部の庁舎になった。その頃，天守も破壊されようとしたが，当時の和歌山区長らがこれを拒んで漸く毀却を免れた[18)]。なお陸軍省は和歌山城址を利用してはいなかった。

それに対し，1889 年に城址の払い下げを願い出る二つの動きが現れた。

一つは徳義社である。徳義社は 1877 年に旧藩主徳川茂承の出資で設立された団体で，小作経営などの利益で旧藩士の救済やその子弟の人材育成などを行っていた[19)]。徳義社は 1889 年 6 月の総会で，和歌山城址の下賜を出願することに決め，5 名の請願委員を選定した。しかしその後それに代わり正副社長及び理事，常議員総代等の 5 名を委員に充てることになり，天守等の建築その他の由来を詳記した願書を知事に差し出した[20)]。なお総会では，嘉永年間（1848-1854）に天守の再建にあたり，当時 7 千人の士族が禄高に応じて各々米金を差し出した経緯から，払い下げの請願ではなく下賜を請うことが妥当であると満場一致で決まったという[21)]。

徳義社の記録によると，払い下げの目的には，城址を士族の共有とし，永遠に保存することを挙げている。また堅牢で完全な「城楼」は，外国人に誇れるし，わが国の美術を発揚することができるとして保存が必要で，逆に公売して外国人の手に渡ると悔恨を後世に残すことになると指摘している[22)]。請願の建議書は知事に提出され，陸軍省へ進達された。

もう一つは和歌山市会である。1889 年 7 月の和歌山市会で城址を市に下げ渡すことを出願する建議が提出され，満場一致で議決された[23)]。7 月 16 日付で市会議長から陸軍省宛に提出された「和歌山城下賜請願書」には，「天主閣ノ構造美術ノ一タル耳ナラズ其巍々トシテ雲ヲ排シ天ニ朝スルノ奇観ハ實ニ神心ニ爽快ヲ覚ヘシム可シ」，「古樹鬱蒼煙霞ヲ鎖スノ光景ハ人目ニ無限ノ娯ヲ與ヘシム可シ」と，「美術」と「光景」の価値を挙げている。そして「私人」や「外人」の手に渡ると，この「美術」と「光景」を失うとして，「和歌山市民ノ共有管理」として下賜して欲しい旨，願い出た。下賜されれば，子々孫々まで長く記念として保存，維持を図り，藩祖徳川家の遺跡を守護すると述べている。また和歌山藩士族からも請願があるが，保存維持に関しては 7 千余人の士族よりも，5 万人前後の市民によって行うことは士族も異議がないだろうと添えている[24)]。徳義社からの請願を意識し，対抗していることがわかる。ただし下賜の背景と目的については，徳義社のそれと同じ内容であった。このようにいずれも無償による払い下げを願い出た。

徳義社と和歌山市会から下賜の請願を受け取った和歌山県は，7 月 26 日付で陸軍省に詮議するよう副申している[25)]。

それに対し陸軍省は 8 月 6 日付で和歌山市会からの請願を不許可とした[26)]。徳義社からの請願に対しても陸軍省は 8 月 21 日付で返却することを決めている[27)]。

徳義社が和歌山城址の払い下げを協議した背景には，陸軍省が城址の払い下げを内議している風説があったという[28)]。和歌山市会でもそのすぐ後に議論している。この時期は，新聞紙上などで陸軍省所管の旧城地で不用に属するところは公売に付す詮議があると伝わっていた。

実際に 1889 年 8 月には各師団や府県を通して城址の払い下げについて旧藩主に打診がされていた[29)]。なお陸軍省の記録によると，1889 年に全国の旧城郭等の不用な土地建物を調査し，20 城址を含む一覧を作成しているが，その中に和歌山城址も入っていた。城址には当時でも士族の住宅などがあり，城址の売却にあたって考慮する必要があった。あらためて同年 7 月に陸軍省工兵局から会計局に対して，その状況などが説明されたが，そこでは和歌山城址が入っていなかった。

なぜ和歌山城址が除外されたのか，その理由や背景は判然としないが，和歌山からの払い下げ請願の時点では和歌山城址は払い下げの対象ではなくなっていた。全国的に「存城」の払い下げが進みそうな流れの中で，和歌山では独自に下賜の出願を起こした。

一方で，この 1889 年には和歌山城址の旧西の丸と旧砂の丸に和歌山中学校が建設されている[30)]（図－２）。陸軍省は払い下げの対象とはしなかったが，積極的な利用の方針もなく，公共施設用地としての利用を受け入れていた。中学校の校舎，寄宿舎，運動場の設置に伴い，整地や石垣の毀損もされることになるが，それも認めている。1898 年 10 月になって旧二の丸の一部に連隊区司令部が置かれた[31)]（図－２）。

陸軍省は和歌山城址に番人を置いて管理し，一般には開放していなかった。1890 年頃から濠で蓮を栽培し，数年後には紅白の開花が「市内の一美観」になったという[32)]。1899 年の観光案内記には，和歌山城址の「天守閣」が翠松の間に聳え，昔日の規模を想像させるが，四方に樹木が繁茂しているから写真を撮るのに困難を極めると記されている[33)]。城址外周の濠の開花は人目を引いたが，城山に屹立する天守のまわりの樹木は枝打ちや間伐などの手入れがされていなかったようである。

なお通常は城址への立ち入りが制限されていたが，1896 年から旧砂の丸で招魂祭が毎年挙行されていた。それまでは城址の南東方にある岡公園の山上の紀念碑前で執り行われていた。なお 1936 年までこの地で開催された。

3．和歌山県の借用による公園化と管理

（1）和歌山県による貸し下げの稟請

和歌山県は 1899 年 6 月 19 日に城地使用の件を稟請した[34)]。

なお和歌山県が城址の使用を稟請した背景や目的について，それを明確に示す資料は見あたらない。それ以前にも中学校建設のため借地を稟請し，認められており，施設整備を目的としているのであれば，その敷地分の稟請でも良かったはずである。また公開空地としての利用を目的とするのであれば，公園化を稟請しても良いはずであるが，後述のようにそれは一年後である。また招魂祭が既に 1896 年から旧砂の丸で執り行われており，それを目的とはしていない。もう一つ，その背景として挙げられるのは，先述のように前年に連隊区司令部が設置されたことである。小規模とはいえ，はじめて城址に陸軍の施設が設置された。これを契機として軍隊関係の諸施設の立地が増えることを阻止したい意向があったかもしれない。

和歌山県が和歌山城址の使用のため，貸し下げを請願したことに関し，紀伊毎日新聞は社説で天守の利用について次のような問題提起をしている[35)]。

・現在ある県立公園である岡公園は狭隘であり，貸し下げを受け

て和歌山城址を公園にすることには県民に利がある。

- ただし県当局者が天守を物産陳列場として使用する意向であることに対しては反省を求める。
- 物産陳列場の必要性は認めるが，天守はその性格から適さない。
- 物産陳列場を設けるのであれば，公園内の別な土地を選んで建設すべきである。
- 松杉が鬱蒼としている中に屹立している天守は，懐古の感を起こさせるように経営することが求められ，古器物の陳列が適当である。
- 県内の社寺が所有する什宝や諸家が有する稀少品を収集し，さらに城に関係する器物や書画を陳列することを提案する。
- 観覧者が趣味を多くするのみならず，楼上から県内の形勢を俯瞰し，楼内の古物を観覧することで，懐古の念を起こし，諸公の遺徳を世に発揮することができる。

この記事からは，県が城址の利用許可を求めた背景には天守を物産陳列場として利用する目的があったと推察できる。なお記事では城址を公園にすることを前提にしているが，県の稟請では公園化に言及していない。

続けて同紙は公園になった場合として，図書館と武器陳列場の建設も提起している[36]。このように社会的施設を公園内に求めた。その後も，県当局が図書館の建設構想があるとして，同紙は県営図書館の設置の妥当性を重ねて主張している[37]。

和歌山県は城址の貸し下げについて政府と交渉を続けていたが，すぐにはその回答はなかった。11 月になって，陸軍省や内務省との折衝が容易にまとまらないが，おそらく本年中には何らかの通知があるだろうとの推測記事が地元紙に掲載された[38]。その後，11 月 18 日に，陸軍省から和歌山城址の貸し下げが数日後に許可されると県に通知があった[39]。

そして和歌山県による城地使用の件は 12 月 28 日に許可された（54,325.4 坪）[40]。内務大臣と陸軍大臣の連名で「和歌山城使用」の件を認める指令だった[41]。

地元紙は，貸し下げ後の「設計」はすべて今期の県会に提出することを当局に促した[42]。なお県は開会中の県会で 1899 年度歳入歳出追加予算として「和歌山公園費」を提出し，それが原案通り可決されたという記述がある[43]。しかしその予算額やその内容は不明である。経年的な予算の一覧表が掲載されている『和歌山県議会史』[44] や『和歌山縣誌』[45] では，一般会計による和歌山公園費は 1900 年度と 1901 年度に記載されているが，1899 年度の追加予算は確認できない。なお 1902 年度からは特別会計予算として計上されている。

（2）和歌山公園の設置

1900 年 11 月 7 日，和歌山臨時県会が開会した。この県会での議案の一つは「和歌山公園設置の件」の諮問だった。諮問文は「和歌山城内（連隊区司令部使用地及和歌山県第一中学校借用地を除く）全部及濠渠を陸軍省より借受け和歌山公園を設置せんとす」とあった。その説明では，①県下の商工業が隆盛し，和歌山市を中心として物資や人の集散が頻繁になり，人口の増加や経済の進歩に伴い生活の状況はますます複雑多端になったが，日常心身の労を慰めるに足る衛生的設備が必要であること，②現在の和歌公園は市街から遠く，また岡公園は狭隘であること，③和歌山城址は市の中央にあり，高い丘があり，広い郭内には「層閣」が聳え，杉竹が茂り，実に逍遙の場に適していること，④これを公園にして，南にある岡公園と連絡させれば，さらに公園の美観を全うできること，⑤先に設置を決めた物産陳列場をここに建築し，県民の行楽の快を画し，見聞の知を拓き，あわせて他県の多くの人々が訪れるようになること，を理由として挙げた[46]。

翌 8 日，県会でこの「和歌山公園設置の件」が審議された。質疑の過程で，県当局者は，知事から内務省と陸軍省に城址の貸し下げを出願したところ，公園にするならばと許可された経緯の説明があった。また議員からは公園内に物産陳列場を設置する趣意に賛成との意見もあった。当日の欠席議員は一名もなく，採決では全員起立し，満場一致で可決された[47]。

それを受け，和歌山県は 11 月 12 日に公園設置を政府に稟請し，内務省から 12 月 26 日付で認可すると指令があった[48]。

一方，和歌山県は同じ 11 月 12 日付で，陸軍省に城址での県物産陳列場の設置も稟請した。その内容は次の通りである[49]。

- 県として物産陳列場が必要であり，本年度予算としてその建築費 1 万 1,400 余円を県会で議決した。
- しかしその場所が決まっていなかった。
- 昨年 12 月に和歌山城址の貸し下げが認可され，公園設置についても設計費用が今回の臨時県会で決議され，内務大臣に公園設置の認可を申請した。
- ついては城址での物産陳列場設置の認可を，「和歌山縣物産陳列館建築目論見帳」を添えて申請する。

それに対して陸軍省と内務省は，設置を認めるが，公園として使用する命令書の交付後に許可すると回答があった[50]。

このように和歌山県は公園設置と物産陳列場設置を同じ日に申請した。県は両者を一体的に整備することを志向していた。

県は政府から城地の使用について，公園化を条件として認められていた。そして公園化にかかる設計費用を予算化した。県会での城址の公園化の説明では，物産陳列場の建設による相乗効果を理由の一つに挙げていた。

一方，地元地の報道によると，県は当初，天守を利用した物産陳列場を計画し，城地の利用を稟請したが，その後県は物産陳列場の建築費を予算化し，新築に方針を転換している。その背景には，地元紙による社説での問題提起や，政府が公園化を条件にした城地の利用を認めたことが挙げられるが，転換の直接的な理由は判然としない。

いずれにしても城址の公園化の背景には城址での物産陳列場の開設があったといえる。

表－1　和歌山城址の公園化に伴う命令書

条	概要
1	使用地所は総面積 64,014.3 坪のうち連隊区司令部敷地 596 坪及び和歌山県へ貸与中の 9,092.9 坪を差し引いた残り 54,325.4 坪である。建物の種類や数，附属物の種類や数は別表*の通り。
2	使用期限は 1901 年 3 月から 1931 年 2 月までの 30 年間。
3	地所，建物及び附属物の修理保存等に要する費用はすべて使用者の負担とする。ただし天災，地変により破壊するか，または建物の腐朽により崩潰するか，火災により焼失するかした場合は速やかに行政庁の指揮を受けること。もっとも使用者の過失または懈怠により亡失，毀損した時は復旧の要否を問わず相当の償金を命ずることがある。
4	公園開設のため，経路を設け，石を据え，樹木草花を栽植し，または腰掛けあるいは木造屋舎のような必要な清潔無害の装置は妨げないが許可が必要。土地の原形を変え，建物その他附属物の移転あるいは模様替え，木竹の伐採，移植をする，または他人に使用させる，あるいは目的以外に転用することはできない。
5	行政庁は臨時吏員を派遣し，使用地の検査をすることがある。その成績によりこの命令書の範囲内において行政庁から命じることは必ず履行しなければならない。
6	行政庁において必要と認めるときは，相当の使用料を徴収することがある。
7	官用の樹木が枯死，風損した場合は，その都度，樹種ならびに長さ，目通り，見積もり代価等を調べて築城部本部長と協議すること。
8	使用期限中といえども，法律命令の施行により，または軍事上，公益上，行政庁において必要と認めたときは，いつでも本命令の条項を増減，変更し，または土地，建物及び附属物の全部あるいは一部の使用を差し止めることがある。
9	使用者が本命令書の条項に違反するときは，それによる損害を賠償することはもちろん，土地，建物及び附属物の使用を継続することができないと認めるときはその免許を取り消すことがある。
10	使用の免許権を失うときは，第 4 条により装置したもののうち，土地の形質変更に付着した不動の工作物は無償で官有に帰すること。その他一切の私有物は使用者が自費で行政庁の指定する期限内に除却すること。もしその期限内に除却できないときは行政庁がそれを除却し，その費用は使用者から追徴する。
11	第 8 条，第 9 条の処分により，土地，建物及び附属物使用の免許権を失い，またはその実行に変更があるため使用者が何らかの損失があっても行政庁はその責任を負わない。ただし使用期限満期になるとき，または使用者の都合により期限内において返付するときも同じ。

注）*別表の内容は不明である。
出典：『公園例規 附公園沿革』監理課（和歌山県都市政策課所蔵）

和歌山県は公園設置が許可されたことから，1901 年 2 月，陸軍省に対して建物，樹木等の授受のため立会人の出張を求めた。そのため陸軍省は築城部の職員を派遣することにした[51]。

それをもとに 2 月 27 日付で，和歌山県が受け取る土地の面積，天守や多門櫓などの附属建物の数や規模，樹木の種類や本数などが示された受取証が築城部に提出された[52]。

そして 3 月に，和歌山県は内務省及び陸軍省との間で，和歌山城址を公園として無料で使用することに伴う 11 条からなる命令書が交わされた。その内容は表－ 1 の通りである[53]。借用した土地すべての公園としての利用が 30 年間認められた。土地の改変，建物の移転や改築などができず，植樹やベンチ等の設置は許可が必要だった。

こうした政府との手続きを経て，和歌山県は 3 月 27 日付で，「舊和歌山城地内ニ公園ヲ設置シ和歌山公園ト稱シ來ル四月一日ヨリ開園ス」と告示した[54]。こうして 4 月 1 日に和歌山公園が誕生した。

（3）和歌山公園の整備と管理

確認できる和歌山公園に対する予算は 1900 年度からである（表－ 2）[55]。1900 年 11 月の県会で公園設置の件が認められ，それに応じて予算化されたとみられる。これは 1901 年 4 月に正式に和歌山公園が開園するまでの間に整備する費用であり，総額千円のうちほとんどが設備費だった。1901 年度までは一般会計での予算計上だったが，1902 年度から特別会計になった。

1902 年度の特別会計予算は約 1 千 7 百円だったが，このうち一般会計から約 1 千 2 百円が補充されている。また約 5 百円を寄附金でまかない，公園からの収入はわずかだった。

年度ごとの予算でみるとおよそ千円から 2 千円の範囲であるが，年度によって異なる（図－ 1）[56]。なお 1903 年度は不明である。1904 年度以降の予算の内訳が不明なので，どういった整備や管理がされていたのかは詳らかにできない。1908 年度の原案は 3 千円余の予算だった。これは図書館前の通路を整備する費用が含まれていたためであるが，その設備費が審議の結果，減額され 1 千円余になった。

県が管理していた三公園で比較できる 1902 年度予算をみると，和歌山公園は約 1 千 7 百円，岡公園は約 1 千 1 百円，和歌公園は約 7 百円であり，予算からみると和歌山公園が最も多くの予算を確保していた[57]。和歌山公園の南東に位置した岡公園は面積約 7 千坪で，和歌山公園よりもだいぶ小さく，公園地内の建物は約 2 百坪だった。和歌山市郊外にあった和歌公園は借地であり，その公園内で所有する建物は 15 坪と小さかった[58]。こうしてみると和歌山公園は面積も広く，樹木や既存施設もあることから，管理予算は最も多くなるのは妥当である。しかし後に和歌山公園に対する県の予算はわずかに 1,500 円前後の経費にすぎず，公園として十分な設備をなすことはできなかったと言われていた[59]。この記事から類推すれば，この県の予算では十分な維持管理はされていなかったとみられる。

なお当時の和歌山の観光案内書には，濠の中には蓮が多く，夏になれば紅白の花が「清香を送り，美観心を清く」すると紹介されていたが[60]，それ以外に公園の植栽に関する記述はなかった。

（4）和歌山公園内の施設整備

和歌山県が公園化の稟請とともにその設置を申請していた物産陳列場は，さっそく公園開設年である 1901 年 12 月 22 日に開設された[61]（図－ 2）。

1903 年 10 月調べの「縣有財産」には和歌山公園内の施設として，和歌山中学校と物産陳列場が挙げられている。物産陳列場の床面積は 321.5 坪だった[62]。

また先述のように 1899 年の地元紙が，貸し下げられた城址における天守の利用として物産陳列ではなく古器物の陳列が適当であると主張していた。1903 年の『和歌山城天主閣側陳列品目録』をみると，天守内には神社や個人が所蔵する甲冑，刀剣や書画などの古物が陳列されていた[63]。その後，1909 年には物産陳列場での陳列品の増加や委託販売の盛況から，陳列場が狭隘になり，天守に陳列設備をして第二陳列場として拡張していた[64]。このように藩政期から残る天守内部は一般に公開され，当初は古器物，後に物産の陳列場として利用された。

なお 1911 年 10 月 1 日から，物産陳列場で工芸品展覧会が開催された。県内では最初の同展覧会で多くの入場者を吸引した[65]。

表－ 2　和歌山公園予算（1900～1902 年度）

歳出経常部			1900年度	1901年度
予算	和歌山公園費		1,000.000	2,117.040
	管理費		1,000.000	2,117.040
		雑給	30.000	1,546.500
		備品費	5.093	5.000
		消耗品費	5.000	225.880
		被服費		44.660
		設備費	959.907	250.500
		修繕費		44.500
決算	和歌山公園費		995.083	2,014.636
	管理費		995.083	2,014.636
		雑給	2.903	1,134.662
		備品費	3.620	10.442
		消耗品費	5.000	224.048
		被服費		44.000
		設備費	983.560	549.196
		修繕費		52.288

（単位：円）

和歌山公園歳入歳出			1902年度
予算	和歌山県和歌山公園歳入之部		
	和歌山公園収入		544.160
	雑収入		29.280
		預ヶ金利子	28.080
		不用品売却代	1.200
	寄附金		514.880
		公園費寄附	514.880
	県税補充金		1,200.000
	県税補充金		1,200.000
		県税補充金	1,200.000
	合計		1,744.160
	和歌山県和歌山公園歳出之部		
	和歌山公園費		1,744.160
	管理費		1,744.160
		雑費	587.000
		備品費	25.500
		消耗品費	390.660
		修繕費	70.000
		被服費	16.000
		設備費	75.000
		樹木費	80.000

（単位：円）

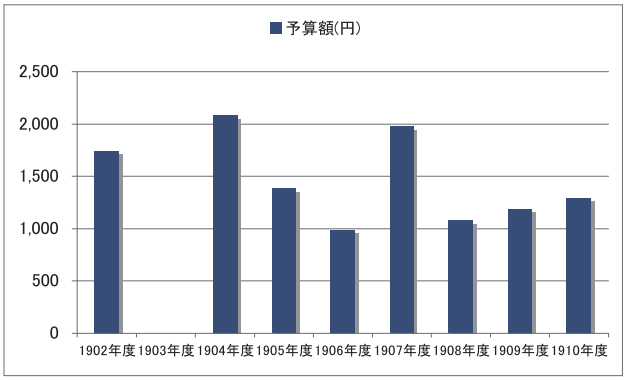

図－ 1　和歌山公園予算（1902～1910 年度）

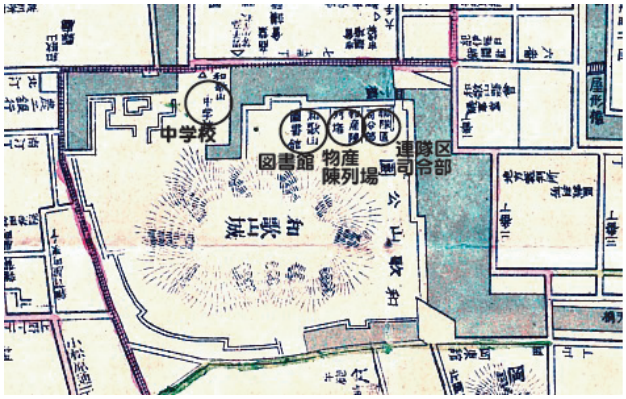

図－ 2　和歌山公園内の諸施設（1913 年）

10月15日の入場者数は3,800余名に達し，開場以来の盛況だった[66]。

また和歌山城址の公園化にあたり，地元紙がその設置を求めていた県立和歌山図書館は1908年4月に開館した[67]（図－2）。

1908年10月1日現在の「縣有財産」によるとこの図書館の床面積は115.97坪[68]，敷地は千坪だった[69]。なお物産陳列場は約4,250坪の借地だった[70]。

和歌山県が1908年5月11日付で稟申した和歌山中学校敷地として土地使用を継続する件は，6月2日付で陸軍省と内務省から許可された[71]。

また1910年7月に和歌山県は和歌山中学校の演武場建設のため，敷地の借り増しと石垣の取り崩しを陸軍省に申請した。陸軍省は申請を許可し，石垣を取り崩して発生した石材を第四師団経理部に引き渡すことを和歌山県に指示した[72]。

このように和歌山県は和歌山公園を開設後，物産陳列場や図書館といった施設を同地に建設し，中学校を増築した。また不明門は，従来，開門していなかったが，1906年頃に公園に入る便宜のため開門した[73]。

なお和歌山県が和歌山城址を借用して以降，公園面積の推移を整理すると表－3のようになる。後述するように1912年に和歌山市が和歌山城址の払い下げを受けるが，その面積は和歌山公園と和歌山中学校をあわせた敷地だった。和歌山県の施設である中学校，物産陳列場，図書館の敷地も含まれ，それ以降は県が市から敷地を借用することになる。

（5）大手門と天守

和歌山城址の遺構として大手門にあたる一の橋の城門と城山に天守が残っていた。

毎年挙行されていた招魂祭が，1909年も5月6日，7日の二日間，和歌山公園内で執り行われた[74]。この期間中である5月6日未明，一の橋たもとの大手門が忽然として崩壊した。梁木が落ち，門柱は傾き，瓦の破片が四散し，無惨な光景を呈した[75]。大手門は建築後数年を経ずに朽廃して傾いたが，維新後も修繕が加えられていなかった[76]。この大手門の崩壊はシロアリが原因とみられている[77]。

城門の崩壊を目前にして，一の橋も腐朽しているので，今にも落ちそうで危ないと，早急な架け替えが呼びかけられている[78]。

維新から四十年を経て，藩政期から残る工作物などの維持が十分にされていなかったことがわかる。

城山に屹立していた天守は物産陳列場としても利用されていたが，1910年2月，陸軍省経理部が天守の管理，修繕のため調査するとシロアリの被害が発見された。後日，被害の程度，修繕，駆除の方法などのため，あらためて実地調査がされることになった[79]。その後，所管する第四師団が実地調査を行ったが，シロアリを全滅させるためには床板をはじめ，ほとんどを改修する必要があり，工費は少なくとも1万円が必要だとみられた。政府の財政多端なおり，これが遂行されるか疑問であると報じられた[80]。

その三ヶ月後も天守の被害が著しいシロアリ対策は巨額な費用を要することから進展していないと報じられ[81]，一年を経過しても，シロアリ対策がまだ続いていた[82]。まだこの時点でも抜本的な対策がされていなかった。

維新後に多くの城郭建築は取り払われたが，このように残存していた天守や城門という象徴的な施設の維持は十分にはされていなかった。なお天守のシロアリについては，1916年の調査では原虫が見つからず，その前年の修理の際に防蟻薬が使用されたことが功を奏したとみられている[83]。

4．和歌山市への払い下げによる公園化と移管

（1）和歌山市による払い下げの出願と許可

和歌山県では三箇所の公園を管理していたが，1905年に，このうち和歌山公園と岡公園を和歌山市の経営にすることを内部で検討し，議員協議会でも議論していた。それを和歌山市に伝えたが，市は引き受けなかった。それでも県は市と交渉するようだと報じられた[84]。県は公園管理を市に移管したい意向を有していたが，進展しなかった。

その六年後の1911年，和歌山市は城址を公園として経営するため，陸軍省と払い下げについて交渉していた。地元紙にはその過程として，払い下げ額が個人ならば20万円以上になるが，市に対しては「勝地保存」を条件として6万円になるだろうと推測記事が掲載された[85]。

こうした水面下での交渉を経て，1911年9月11日開会の和歌山市会に，和歌山城址の払い下げなどの議案が提出された。この「舊和歌山城拂下申請議案」には，政府による和歌山城址の払い下げの方針が決まったが，本市は歴史的に関係があり，「永久にその美観を保存」する必要がある一方，本市は経営する公園がないので，土地と建物すべての払い下げを受け，適当な方法で「永く現形を持続」して市の公園とするため，払い下げを出願すると説明がされていた[86]。このように城址の保存と公園化を目的とした出願だった。

市会での審議を経て，9月22日付で払い下げが出願された[87]。

その後，和歌山城址は陸軍省から内務省に移管され，払い下げの手続きが進行した[88]。

一方，12月9日に，和歌山県は内務省に官有地の払い下げに関して照会した。8月11日付で和歌山城址の売却が決まったことに伴い和歌山市から出願されたことに対して，条件を付与して欲しいという内容だった。この和歌山県の照会文にある別紙には，和歌山市に対し，和歌山連隊区司令部敷地とその物件を除いて6万円で売却する条件が記され，許可書受領日から30日以内に許可書全文を記載した請書を提出するように指示が示されている。

表－3　和歌山公園面積の推移

管理	公園	時期	面積（坪）	敷地	面積（坪）	備考
				陸軍省用地	64,014.300 A	
				和歌山連隊司令部敷地	596.000 B	
				和歌山中学校敷地	9,092.900 C	1893年7月から15年間の無償貸与、1913年6月まで継続使用許可
和歌山県	公園	1901.3～	54,325.400 D=A-B-C			1901年3月から30年間、無償貸与
				和歌山中学校演武場敷地	87.865 E	1910年7月、使用許可
和歌山県	公園	1910.7～	54,237.535 F=D-E			
				道路敷地	1,168.600 G	1910年10月
				（中学校敷地から道路敷地へ）	37.170 H	1910年10月
和歌山県	公園	1910.10～	53,068.865 I=F-G			
				道路敷地	46.870 J	1911年9月
和歌山県	公園	1911.9～	53,021.995 K=I-J			
和歌山市	公園	1912.2～	62,165.590 L=K+(C+E-H)	（県管理の公園と中学校敷地）		6万円で和歌山市に払い下げ、1912年2月1日許可

注）『明治43年10月調 公園地臺帳 附公園調書』（和歌山県都市政策課所蔵）より作成

その条件は以下の5点である[89]。

1．土地及び定着物は特別な事由がある場合のほか，売却，譲与，または交換してはいけない。
2．土地及び定着物はこれを公園以外の目的に供し，またはその性質に反して使用してはいけない。
3．土地及び定着物の現状を変更しようとするときは和歌山県知事の許可を受ける。
4．和歌山県において現に使用する土地及び定着物は、そこに必要な間，無償で使用させる。
5．和歌山連隊区司令部の通路にあたる橋梁等の修繕，架け替えは市において負担する。

さらにこうした条件を付する理由として，払い下げ額6万円は，売却先が和歌山市で，公園として利用することから破格の廉価になっているので，相応の義務を負わせる必要があることを挙げている。公園以外の利用や転売による公園の滅失を防ぐ目的があった。特に許可条件の第一に挙げている所有権移転の禁止について，城址と深い因縁がある「徳川侯爵」へも売り渡すことはできないことになるが，この場合は主務省へ稟申の上，処分することになると明示している。

和歌山県は公園管理の市への移管を検討していた経緯があり，市の払い下げ出願に否定的になる理由はなく，逆に城址の保存を担保するための条件を要求した。

この照会に対して，1912年1月10日付で内務省から承諾の回答があった[90]。

そして和歌山城址（和歌山連隊区司令部敷地及びその地上物件を除く）62,165.59坪，地上物件は現在のまま6万円で売却する許可が，2月1日付で知事から和歌山市に指令があった。その条件として先に和歌山県が政府に照会した5点がそのまま挙げられた[91]。払い下げ地の内訳は陸地50,720.49坪，濠11,445.1坪だった[92]。

指令を受けた和歌山市は同月に請書を提出した。そして1912年8月23日に和歌山市への所有権移転の登記が済んだ[93]。

（2）払い下げの背景

和歌山県が払い下げにあたって条件を付した理由に，なぜあえて旧藩主徳川家の名を挙げているのか。後の地元紙に，和歌山市による払い下げ交渉よりも前に，徳川家が自己の所有にする希望があり，幸いにも時の陸軍次官中村雄次郎が同藩士だった縁故から，斡旋の労をとり，3万円くらいでの払い下げができそうだったが，徳川家の家従に異議者がいて，かつ当時の陸軍大臣もその意志がなく，実現しなかったと報じられている[94]。

和歌山市は買収費用6万円を確保できず，徳川家から無利子，五ヶ年賦で借り入れて捻出した。これは1915年の市長引き継ぎ書に明記されている[95]。さらにこの引き継ぎ書には，払い下げ許可条件にある「特別な事由がある場合」とは，徳川家が他日，必要な場合は市が払い下げることを暗に意味していることも記されていた。

こうしてみると和歌山市による払い下げの交渉の背景には，旧藩主である徳川家が城址を所有したい意向があったとみられる。徳川家は買収資金を和歌山市に貸与し，和歌山市ではいずれ徳川家に払い下げることを念頭に入れていた。徳川家にはまだ城址を取得する意思があり，ひとまず和歌山市は代わりに払い下げを受けたようにみられる。払い下げが許可された後の地元紙には，一定期間後，関係深い旧藩主徳川家に売却もありうると報じられているように[96]，徳川家による取得の意思は知られていたようである。

なぜ政府は徳川家への払い下げをしなかったかは不明である。まず金額で折り合わなかったことが想定されるが，和歌山市の購入金額を徳川家が無償貸与しているように，徳川家に資金がなかったとはいえない。1890年に不用な「存城」を払い下げた先のほとんどが旧藩主家だったことを前提にすると，和歌山城址も徳川家に売却しても不思議ではない。ただこの時，静岡（駿府）城址が，幕末維新期の藩主であった徳川家ではなく，静岡市に払い下げられている[97]。これに倣ったことも想定されるが，既にそれから二十年を経ており，その関係も判然としない。

なおこれ以降であらためて徳川家から和歌山市に払い下げを申し出たような形跡は確認できない。

（3）払い下げ後の和歌山県による維持管理

1912年2月に払い下げが認められたが，和歌山市では維持管理の予算編成等が間に合わなかった。一方，和歌山県では前年末に予算を編成していたことから，1912年度に限り，双方の便宜上，県において経営することになった[98]。

それに対し地元紙は，従来，和歌山公園に対する県の予算はわずかに1,500円前後の経費にすぎず，公園として十分な設備をなすことはできなかったが，市が経営する場合は，少なくとも予算を倍額にして多少新たな設備を施すべきであると主張した。そして和歌山市は明年度，公園として新設備を施し，それによって旅客の吸収策を講じ，市の繁栄の端緒を開く計画があるはずと市に対し奮起を促した[99]。

1912年度で公園の管理を終えた和歌山県は，1913年3月31日付で，「本縣ニ於テ設置セル和歌山公園ハ本年三月三十一日限リ之ヲ廃止ス」と告示した[100]。

（4）和歌山市による維持管理

1913年度以降は和歌山市が公園を管理した。

この年の5月2日，和歌山市役所が全焼した[101]。和歌山市は10月14日の市会で，和歌山中学校の移転を機に演舞場を除く他の校舎を市庁舎新築まで無償で借り受けて仮庁舎にする議案が審議された。中学校の敷地は和歌山公園の拡張上必要であり，かつ市役所が焼失し再建されるまでの期間，一時的に庁舎として校舎を利用することが便利であるからだった[102]。その後，和歌山市は中学校校舎を市役所として利用した。

なお同年1月25日の臨時県会で，和歌山中学校の移転に伴う校舎の処分等について審議された。その議論の過程で，城址にある中学校の敷地は不適当であり，城址は歴史上の由緒があり，特に紅葉谷や追手御門は和歌山市民のみならず和歌山県民として愛惜すべきものであるという意見があった。また別な議員からは中学校の敷地を公園にすることは，和歌山市の発展上の良策であり，県の発展策にもなるとの指摘もあった[103]。

このように県会議員からは，中学校の移転跡地の公園化について肯定的な意向が示され，和歌山市も中学校敷地への公園の拡張を想定していた。

一方，1914年2月，和歌山市長は即位大礼の紀念事業について，市の財政が膨張しているので巨額を投じ難い事情があり，市当局として行わないかもしれないという前提で，和歌山公園について，公園を東西に横断する道路計画を「卑見」として話した[104]。城址のもつ史跡や風致を無視した大胆な道路整備に言及した。

ただし市長は前市会で辞職勧告され，辞職しそうだとも報じられている時期だった[105]。

そうした背景や会派の対立等から，開会していた市会は紛擾し，会期最終日になって一挙に予算が修正の上，議決された。全体として6千7百円余りの削減になったが，公園費は議員からの提案で1千5百円の設備費が増額され[106]，約2千7百円になった[107]。その一方で，加藤市長に対し，大典紀念事業の予算化がされていないことを非難する意見も出された[108]。「卑見」として披露した公園横断道路は予算化されていなかった。

この増額された公園設備費1千5百円に対して，紀伊毎日新聞はコラムで，唐突な高額の設備費でどのような整備をするのか，

にわかに庶務課長と技師が公園視察をすることになったとして，皮肉をこめて慎重に検討して欲しいという主旨の意見を述べている[109]。翌日にも同紙は，和歌山公園の設備を自身が遊覧者になった気持ちで計画すべきであり，机の上の議論では有効ではないという趣旨の主張をしていた[110]。総合的，計画的な整備計画を求めていた。

和歌山市による公園費の決算額をみると，1913 年度は約 1 千 2 百円，1914 年度は約 1 千 7 百円だった[111]。先に地元紙が要求した 3 千円に至らず，和歌山県が管理していた時期と大差なかった。特に 1914 年度の予算は先述のように市会で原案から 1 千 5 百円増の約 2 千 7 百円になったが，消化しきれていなかった。1915 年度公園費の当初予算は約 1 千 2 百円に戻っている[112]。

一方，和歌山市は大典紀念事業として公園の改良計画に着手するため 1914 年にその設計を本多静六に依頼した。本多はその年末から年始にかけて実地踏査し，東京に戻ってから改良設計を完成させた。その設計の一部を変更して，1915 年度の途中から五箇年継続事業として公園の総合的な改良が始まった。

5．まとめ

陸軍省は「存城」になっていた和歌山城址を全面的には利用していなかった。全国的にこうした不用な「存城」が払い下げられようとした 1889 年に，和歌山では民間団体や和歌山市が，城址の「美術」を保存する目的で下賜を願い出たが認められなかった。

和歌山県はその 10 年後の 1899 年に城址の貸し下げを稟請し，認められた。これはその前年に陸軍省が連隊区司令部を城址に設置したことを契機として，城址に軍隊施設の立地が増えることを抑止する意図が働いたのではないか，一方で，天守を物産陳列場として利用する目的が背景にあったとみられる。

翌 1900 年には和歌山県は城址の公園化を出願し，認可され，1901 年 4 月に和歌山公園が開設された。借用していた土地すべての公園としての利用が 30 年間，認められたが，土地の改変や建物の移転・改修等は禁止され，植樹やベンチ等の設置は許可が必要だった。和歌山県は公園化の出願と当時に城址での物産陳列場の設置も出願していた。公園と同施設との相乗効果を図るための同時出願だったとみられる。

藩政期から近代の「存城」へと閉鎖的空間が続いていたが，借用と公園化により，一般に開放され，主体的な土地の利用と社会的施設の立地が可能になった。

その後，公園内には図書館も設置されたが，公園としての維持管理や整備は十分にはされていなかった。また藩政期から残る天守や大手門という象徴的な建築物や工作物も十分な管理がされていなかった。

和歌山県は，和歌山公園の管理を和歌山市に移管することを模索していたが，和歌山市は 1911 年に城址の「美観」の保存と「現形」を持続して市の公園にするために払い下げを出願し，6 万円での売却が決まった。出願の背景には旧藩主徳川家による取得意向が背景にあったとみられる。買収資金は徳川家が無償貸与している。初年度は和歌山県が既定予算で公園を管理し，翌年度から和歌山市の予算で管理したが，県と同様に維持管理に十分な予算ではなかった。1914 年には大典紀念事業として公園の全面的な改良を企図し，本多静六にその設計を依頼した。その設計に基づき，総合的，計画的な改良事業を進めることになった。

陸軍省が積極的に利用していなかった「存城」の和歌山城が，なぜ他の不用な「存城」と同時に払い下げられなかったのかは判然としない。しかし地元では下賜を稟請して，城址の「美観」を保存しようとした動きがあった。それは認められなかったが，その十年後には和歌山県が借用という形式で城址利用の主体性を確保した。そして翌年には市街中央に位置する歴史的風致を有する未利用地で，公園と物産陳列場という近代施設の開設に成功した。こうして地域住民の日常的な共有の場として機能することになった。さらに公園になってから十年後，和歌山市は公園を引き継ぎ，城址を保存するために払い下げを受けた。

このような各主体の取り組みをみると、まず和歌山市が城址の「保存」を目的として下賜を願い出て、その後和歌山県が城址の「利用」を目的として借地による公園化を果たし、そして和歌山市は公園としての「利用」の継続と城址の「保存」を目的として払い下げを受けたという経過を辿っており、「保存」と「利用」の観点からその差異を整理することができる。

図版出典

図－2：「和歌山市街地図」1913 年，筆者所蔵（一部加筆）

補注及び引用文献

1）小濱浄鑛（1924）：我が國公園の現状：都市と公園：成美堂，1-22
2）小濱浄鑛（1924）：我が國公園の現状：都市と公園：成美堂，1-22
3）小坂立夫（1932）：日本の城趾公園：庭園と風景 14(2)，60-64
4）大蔵省達，陸軍省達，いずれも 1873 年 1 月 14 日（『明治六年法令全書』）
5）野中勝利（2007）：1873 年の「廃城」と城址の公園化に関する研究：都市計画論文集 50(1)，69-80
6）平井誠（2011）：明治期における城郭の公園化―松山公園と道後公園―：愛媛県歴史文化博物館研究紀要 16，101-138
7）野中勝利（2016）：「廃城」後の城址における公園化の契機と経過：ランドスケープ研究 79(5)，419-424
8）渋谷克美（2002）：旧藩主と市民が支えた岡崎公園―大正六年に本多静六が設計―：本多静六通信 13，5-8
9）佐々木孝文（2010）：近代の鳥取城（2）明治後期から昭和 19 年の鳥取市への寄贈まで：鳥取城調査研究年報 3，33-42
10）野中勝利（2015）：近代の秋田（久保田）城址における公園化の背景と経緯：ランドスケープ研究 78(5)，431-436
11）野中勝利（2016）：岩手県による岩手公園の整備と維持管理における長岡安平による公園設計の受容性：都市計画論文集 51(1)，108-117
12）野中勝利（2013）：近代の甲府城址における公園化の背景と経緯：ランドスケープ研究 76(5)，427-432
13）中園美穂（2011）：弘前公園成立史：弘前大学國史研究 131，24-38
14）三尾功（1982）：明治期における和歌山城：和歌山地方史研究 5，55-66
15）三尾功（1989）：史跡和歌山城の保存について：和歌山地方史研究 16，17-23
16）龍野直樹（1996）：和歌山県立文書館の収集史料について：和歌山県立文書館紀要 2，141-155
17）伊藤信明（2003）：徳義社，南葵文庫，南紀徳川史―藩庁資料の移管と利用―：和歌山県立文書館紀要 8，63-102
18）和歌山市編（1920 増補再版）：和歌山史要：和歌山市役所，119
19）（1969）：徳義社：和歌山市教育委員会
20）大阪朝日新聞，1889 年 7 月 18 日
21）伊勢新聞，1889 年 7 月 2 日
22）三尾功（1982）：明治期における和歌山城：和歌山地方史研究 5，55-66
23）大阪朝日新聞，1889 年 7 月 18 日
24）JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.C03030598000，明治 23 年 8 月「壹大日記」（防衛省防衛研究所）
25）JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.C03030598000，明治 23 年 8 月「壹大日記」（防衛省防衛研究所）
26）JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.C03030598000，明治 23 年 8 月「壹大日記」（防衛省防衛研究所）
27）JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.C03030598900，明治 23 年 8 月「壹大日記」（防衛省防衛研究所）

28）三尾功（1982）：明治期における和歌山城：和歌山地方史研究 5，55-66
29）野中勝利（2014）：1890 年の「存城」の払い下げとその後の土地利用における公園化の位置づけ：都市計画論文集 49(3)，1053-1058
30）和歌山市編（1920 増補再版）：和歌山史要：和歌山市役所，119
31）和歌山市役所（1915）：序：和歌山公園設計案，和歌山市役所，1-4
32）土井吉十郎（1893）：紀伊繁昌誌：大橋鎌之助，6-7
33）宇田川文海（1899）：南海鉄道案内　下巻：南海鉄道，17
34）『明治 43 年 10 月調　公園地臺帳　附公園調書』第一課（和歌山県都市政策課所蔵）
35）紀伊毎日新聞，1899 年 7 月 5 日
36）紀伊毎日新聞，1899 年 7 月 7 日
37）紀伊毎日新聞，1899 年 9 月 2 日
38）紀伊毎日新聞，1899 年 11 月 14 日
39）紀伊毎日新聞，1899 年 11 月 19 日
40）『明治 43 年 10 月調　公園地臺帳　附公園調書』第一課（和歌山県都市政策課所蔵）
41）『公園例規　附公園沿革』監理課（和歌山県都市政策課所蔵）
42）紀伊毎日新聞，1899 年 11 月 21 日
43）和歌山県議会事務局編（1970）：和歌山県議会史　第一巻：和歌山県議会，446-450（1907 年の復刻）
44）和歌山県議会事務局編（1970）：和歌山県議会史　第一巻：和歌山県議会，付属表（1907 年の復刻）
45）（1914）：和歌山縣誌　上巻：和歌山縣
46）紀伊毎日新聞，1900 年 11 月 8 日
47）紀伊毎日新聞，1900 年 11 月 9 日
48）『明治 43 年 10 月調　公園地臺帳　附公園調書』第一課（和歌山県都市政策課所蔵）
49）JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. C04013745300，明治 33 年「壹大日記」（防衛省防衛研究所）
50）JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. C04013745300，明治 33 年「壹大日記」（防衛省防衛研究所）
51）JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. C04013749600，明治 34 年「壹大日記」（防衛省防衛研究所）
52）『公園例規　附公園沿革』監理課（和歌山県都市政策課所蔵）
53）『公園例規　附公園沿革』監理課（和歌山県都市政策課所蔵）
54）『縣報』第 36 号：和歌山県，9，1901 年 4 月 4 日
55）和歌山県議会事務局編（1970）：和歌山県議会史　第一巻：和歌山県議会，付属表（1907 年の復刻）
56）（1922）：和歌山縣會史　第二編：和歌山県
57）和歌山県議会事務局編（1970）：和歌山県議会史　第一巻，和歌山県議会，付属表（1907 年の復刻）
58）和歌山県議会事務局編（1970）『和歌山県議会史』第一巻，和歌山県議会，551（1907 年の復刻）
59）和歌山タイムス，1912 年 4 月 19 日
60）大川民純（1909）：紀伊名所案内：紀伊名所案内発行所，4
61）大川民純（1909）：紀伊名所案内：紀伊名所案内発行所，5
62）和歌山県議会事務局編（1970）：和歌山県議会史　第一巻：和歌山県議会，544-552（1907 年の復刻）
63）倉田績識（1903）：和歌山城天主閣側陳列品目録：発行所不明（和歌山県立図書館所蔵）
64）（1910）：和歌山縣物産陳列場第三回報告：和歌山縣物産陳列場，20
65）和歌山タイムス，1911 年 10 月 6 日
66）和歌山タイムス，1911 年 10 月 17 日
67）大川民純（1909）：紀伊名所案内：紀伊名所案内発行所，5
68）（1922）：和歌山縣會史　第二編：和歌山縣，925
69）（1922）：和歌山縣會史　第二編：和歌山縣，979
70）（1922）：和歌山縣會史　第二編，和歌山縣，980
71）『公園例規　附公園沿革』監理課（和歌山県都市政策課所蔵）
72）JACAR（アジア歴史資料センター）Ref. C07072844000，明治 43 年「肆大日記 8 月」（防衛省防衛研究所）
73）大川民純（1909）：紀伊名所案内：紀伊名所案内発行所，4
74）紀伊毎日新聞，1909 年 5 月 5 日，7 日
75）和歌山新報，1909 年 5 月 7 日
76）紀伊毎日新聞，1909 年 5 月 7 日
77）和歌山市史編纂委員会編（1992）：和歌山市史　第十巻別編：和歌山市，42
78）和歌山実業新聞，1909 年 7 月 7 日
79）紀伊毎日新聞，1910 年 2 月 18 日
80）紀伊毎日新聞，1910 年 5 月 26 日
81）紀伊毎日新聞，1910 年 8 月 19 日
82）紀伊毎日新聞，1911 年 8 月 30 日
83）和歌山新報，1916 年 8 月 18 日，19 日
84）紀伊毎日新聞，1905 年 8 月 29 日
85）紀伊毎日新聞，1911 年 5 月 31 日
86）和歌山タイムス，1911 年 9 月 10 日
87）『明治 43 年 10 月調　公園地臺帳　附公園調査』（和歌山県都市政策課所蔵）
88）紀伊毎日新聞，1911 年 11 月 10 日
89）『公園例規　附公園沿革』監理課（和歌山県都市政策課所蔵）
90）『公園例規　附公園沿革』監理課（和歌山県都市政策課所蔵）
91）『明治 43 年 10 月調　公園地臺帳　附公園調査』（和歌山県都市政策課所蔵）
92）和歌山市役所（1915）：序：和歌山公園設計案：和歌山市役所，1-4
93）『公園例規　附公園沿革』監理課（和歌山県都市政策課所蔵）
94）和歌山タイムス，1912 年 4 月 19 日
95）和歌山市史編纂委員会編（1978）：和歌山市史　第 7 巻近現代史料Ⅰ：和歌山市，559
96）紀伊毎日新聞，1912 年 2 月 15 日
97）野中勝利（2014）：1890 年の「存城」の払い下げとその後の土地利用における公園化の位置づけ：都市計画論文集 49(3)，1053-1058
98）和歌山タイムス，1912 年 4 月 19 日
99）和歌山タイムス，1912 年 4 月 19 日
100）『公園例規　附公園沿革』監理課（和歌山県都市政策課所蔵）
101）紀伊毎日新聞，1913 年 5 月 4 日
102）紀伊毎日新聞，1913 年 10 月 16 日
103）（1922）：和歌山縣會史　第二編：和歌山縣，533-535，539
104）紀伊毎日新聞，1914 年 2 月 14 日
105）紀伊毎日新聞，1914 年 2 月 24 日
106）紀伊毎日新聞，1914 年 3 月 3 日
107）和歌山新報，1915 年 2 月 6 日
108）紀伊毎日新聞，1914 年 3 月 3 日
109）紀伊毎日新聞，1914 年 3 月 6 日
110）紀伊毎日新聞，1914 年 3 月 7 日
111）（1995）：和歌山市議会史　第二巻：和歌山市議会，57
112）和歌山新報，1915 年 2 月 6 日

（2016.8.27 受付，2017.4.5 受理）